

山口市介護人材確保紹介手数料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所が求める人材の確保を図ることを目的として交付する、山口市介護人材確保紹介手数料等補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

(2) 介護職員

事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者をいう。

(3) 人材紹介業者

厚生労働省から有料職業紹介事業の許可を得た事業者のことをいう。

(4) 外国人介護人材

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人のことをいう。

(5) 手数料等

介護サービス事業者が人材紹介業者から介護職員の紹介を受け、直接雇用した際に支払った紹介手数料及び別紙に定める外国人介護人材を介護職員として雇用する際の経費のうち、山口市内の介護サービス事業所で就労するまでに生じる経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口市内で介護サービス事業所を運営する法人（以下「介護サービス事業者」という。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 指定権者から指定の効力停止を受けていないこと。
- (4) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、介護サービス事業者が負担した第2条第5号に規定する手数料等とする（消費税及び地方消費税を除く）。ただし、国、他の地方公共団体、公益団体等からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

- 2 介護サービス事業者が、人材紹介業者から紹介を受けた者を介護職員又は外国人介護人材（以下、「介護職員等」という。）として直接雇用し、市内の介護サービス事業所で継続して6か月以上介護業務に従事させた場合に、当該介護職員等の雇用に係る手数料等を補助対象経費とする。
- 3 直接雇用した介護職員等が6か月以上勤務した後に離職した場合において、手数料等の返金がある場合は、当初支払った手数料等から当該返金額を控除した額を助成対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 同一補助対象者に対する補助金の交付は、一年度につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市介護人材確保紹介手数料等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）介護サービス事業者と人材紹介業者又は外国人介護人材を雇用する際に関与した受け入れ調整機関等と交わした契約書等の写し
- （2）領収書その他の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
- （3）雇用を証する書類の写し
- （4）勤務表（6か月以上の勤務が確認できること）
- （5）山口市税の滞納のないことの証明書
- （6）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、市内の介護サービス事業所での勤務を開始した日から6か月を経過した日の属する年度に限り行うことができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、山口市介護人材確保紹介手数料等補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山口市介護人材確保紹介手数料等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受理した後、速やかに山口市介護人材確保紹介手数料等補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、山口市介護人材確保紹介手数料等補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、その決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- （3）補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- （4）その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、山口市介護人材確保紹介手数料等補助金返還請求通知書（様式6号）により期限を定めて、その返還を交付決定者に請求することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

第2条（5）中「外国人介護人材の雇用の際の経費」は、下表のとおりとする。

外国人介護人材の雇用の際の経費	
E P A	国際厚生事業団又は日本語研修機関に支払った次に掲げる経費 ・ 求人申込手数料 ・ あっせん手数料 ・ 送り出し機関への支払金 ・ 介護導入研修に係る費用 ・ 日本語研修の一部負担金 ・ その他市長が特に必要と認める経費
技能実習生	監理団体等に支払った次に掲げる経費 ・ 技能実習計画の作成及び提出に要する経費 ・ 入国に要する費用 ・ 入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費（食糧費除く） ・ 在留資格の申請に要する経費 ・ 入国後の講習に要する経費（生活手当を除く） ・ その他市長が特に必要と認める経費
特殊技能1号	登録支援機関等に支払った次に掲げる経費 ・ 人材紹介手数料 ・ 送り出し機関への支払金 ・ その他市長が特に必要と認める経費
※ いずれの場合も、雇用までの直接経費を対象とし、入会金、年会費や雇用後のサポート費用等は対象外とする ※ 消費税及び地方消費税に相当する額は除く	